

大島町南自治会個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は大島町南自治会が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は個人情報の適正な取扱いに関し、大島町南自治会が遵守すべき義務を定めることにより、当該大島町南自治会の区域内に居住する会員（以下「会員」という）の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む）をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、大島町南自治会が保有する会員に係る個人情報をいう。

3 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第4条 大島町南自治会が、個人情報を取扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という）を出来る限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 大島町南自治会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 大島町南自治会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 大島町南自治会は、会員からの届出を受理することに伴い、大島町南自治会加入届に記載された当該個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第8条 大島町南自治会は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新のものとする。
 - (2) 漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止すること。
 - (3) 管理する必要がなくなった時は、速やかに廃棄又は消去すること。
- 2 個人情報管理総括責任者は、大島町南自治会会長とする。
 - 3 個人情報管理責任者は、大島町南自治会副会長とする。

(第三者提供の制限)

第9条 大島町南自治会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

2 大島町南自治会の会員及び会員であった者は大島町南自治会が作成する会員名簿に記載された個人情報を利用する場合は、大島町南自治会が定める利用目的の範囲内とし、会員以外の第三者に提供してはならない。

(利用目的の公表)

第10条 大島町南自治会は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、大島町南自治会が発行する会報に掲載するなどの手段により、会員の知り得る状態におかななければならない。

(開示等)

第11条 大島町南自治会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、開示の求めができるものはこの自治会の会員とし、本人が開示を求めることができない、やむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 大島町南自治会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

なお、保有個人情報の内容全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 大島町南自治会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規定に反して取扱われているという理由又は第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であってその求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞無く当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

第12条 大島町南自治会は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第13条 大島町南自治会は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この規程は、2021年 5月 2日から施行する。

※会員名簿に記載される個人情報は当該本人の情報であり、当該本人の意思を無視して一方的に名簿に登載した場合は、当該本人の権利利益を侵害する可能性もあり、名簿を作成する場合は、本人の意思を確認し、本人から電話番号の名簿への登載をしないしてほしい等の申し出があった場合は、その意思を尊重する必要がある。